

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

## 第29回 著名事件と弁護士活動

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 殷 勇基 (48期)

### 1 政党政治の時代の終わり、言論、宗教弾圧事件、右翼テロ事件

1925年には普通選挙法が成立したが、政党内閣の時代は、5・15事件(1932年)の犬養毅首相暗殺により終わりを告げ、軍部が発言力を増大させた。そして、治安維持法によって、多くの言論、宗教弾圧事件が起こった(ただし、弾圧事件を直接、引き起こしたのは軍ではなく、もちろん警察、検察であったし、有罪判決を出したのは裁判所)。他方で、右翼テロ事件も多く発生した。これらの事件について当会会員の弁護士たちも弁護を担当した。

### 2 学問・思想・言論弾圧事件

京都学連事件(1926年)、共産党弾圧事件(1928~29年)、裁判官赤化事件(1933年)、人民戦線事件(1937年)、河合栄治郎事件(1938年)、横浜事件(1942~45年)などの弾圧事件が引き起こされた。これらの事件の多くで治安維持法が「駆使」された。なかでも横浜事件では特高警察による拷問が多く行われた。裁判官赤化事件では、共産党のために活動資金を集めたり、機関紙の「赤旗」を送付したというようなことだけで、裁判官や(裁判所)書記などが立件された。鈴木義男弁護士、清瀬一郎弁護士などが弁護を担当したが、裁判所は実刑判決を含む有罪判決をした。海野普吉弁護士が弁護人となった河合栄治郎事件では、河合東大教授の『ファシズム批判』など自由主義的書物の出版が、出版法27条の安寧秩序を害する書物を出版した罪で有罪とされた。京大滝川事件(1933年)、天皇機関説事件(美濃部達吉東大名誉教授。1935年)に引き続く学問弾圧だった。

### 3 宗教弾圧事件

宗教も、天皇制国家イデオロギーに反するとして弾圧の対象となった。日本政府は、天理教(1928年)、大本教(1935年。第二次大本教事件)、ひとのみち教団(1936~37年)などを、「国体と相容れざる邪教」だとして、「不敬罪」等を使って、弾圧した。

### 4 右翼テロ事件

ファッション化の過程で、左右の政治家に対するテロ行為が繰り返された。山本宣治暗殺事件(1929年)、浜口雄幸狙撃事件(1930年)、血盟団事件(1932年)、5・15事件(1932年)、神兵隊事件(1933年)などである。テロ行為が刑事法廷や軍法会議で裁かれた。血盟団事件は民間右翼と軍部が結託した最初のテロ事件であり、前蔵相の井上準之助や、三井財閥の団琢磨が殺された。天野辰夫弁護士らが弁護人となったが、担当裁判官の更迭を迫ったり、忌避申立を繰り返すなどの攻撃を行った。裁判長はこれに屈して、市ヶ谷刑務所に被告人を訪ねて、裁判の進行に関する意見を求めた。当然ながら、裁判の威信を冒瀆すると非難を受けた。神兵隊事件は、天野弁護士(血盟団事件の弁護人)らが首相官邸、警視庁、政党本部、日本勧業銀行などを一斉に襲撃し、首相、警視総監らを殺害する計画を立てたが、事前に察知されて未遂に終わった。内乱予備罪で大審院の裁判にかけられたが、天野ら被告人は公判廷を「国体明徴」の戦場であるとし、裁判長を忌避したり、審理を拒否したりし、さらに、立会検事と裁判長に、天皇機関説についての意見表明を求めた。立会検事と裁判長は、天皇機関説は国体違反の邪説である、などと表明した。裁判所は、「未然に発覚して実害なく、動機、原因、目的において、憫諒すべきものがある」として刑を免除した。